

2023年  
6月号職場内で提示・回覧を  
お願いします。

協会けんぽ奈良

# 健康だより

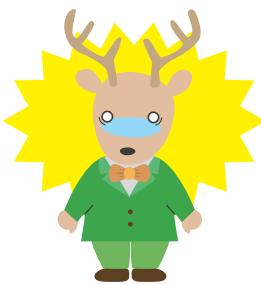
上手な  
医療の  
かかり方

## 「はしご受診」には3つのソンがあります

医師の紹介で別の医療機関を受診するのとは異なり、同じ病気やケガで複数の医療機関を受診すること

### ソン① 医療費がかさむ

同じ医療機関を3回受診した場合と、はしご受診で3回受診した場合の医療費を比較すると、右図のように初診料・再診料だけでも約2倍、検査料は約3倍になります。



	同じ医療機関を3回受診したとき	3つの医療機関をはしご受診したとき
1回目	初診料2,880円 + 検査料等	初診料2,880円 + 検査料等
2回目	再診料 730円	初診料2,880円 + 検査料等
3回目	再診料 730円	初診料2,880円 + 検査料等
初診料・再診料の合計額	4,340円 + 検査料等	8,640円 + 検査料等 × 3

※地域包括診療加算等を届け出ている診療所や200床未満の病院の初診料には「機能強化加算800円」が加算されます。

※上記の金額には健康保険が適用されます。

### ソン② 同じような検査や投薬が繰り返され、体に負担がかかってしまう

医療機関をかえる度に問診をはじめ、同じような検査や薬の処方がくり返されることになります。CT検査やMRIなどの画像診断では、検査料が高額になるだけでなく、くり返し受けることで体への負担も大きくなります。また、同じような作用の薬を毎回処方されることにより、薬代がムダになるだけでなく、薬の重複や複数の薬の飲み合わせ等により、副作用などを引き起こすリスクもあります。

### ソン③ 治療法が確立されず、治療期間が長引く

医療機関を変える度に、治療がスタート地点に戻ってしまうため、治療法が確立されないまま時間が経過してしまい、結果的に症状の回復が遅れたり、治療期間が長引いてしまう恐れがあります。



#### 「はしご受診」をしないために

- ✓ 医師の診断や治療の方針などに不安や疑問点があれば、まずはその医師に不安や疑問点を伝えてみましょう。  
医師とコミュニケーションをとり、信頼関係を築くことが最適な診断や治療に役立ちます。
- ✓ 日ごろから信頼できる「かかりつけ医」を見つけておきましょう。
- ✓ がんなどの重篤な病気の治療で、患者と主治医の双方が最善だと納得して治療するために、主治医以外の医師の意見を求める「セカンドオピニオン」があります。必要に応じて利用しましょう。

※セカンドオピニオンを利用するときは主治医などの医療スタッフにその旨を伝え、紹介状や検査結果等の必要な情報を提供してもらい、別の医療機関を受診します。  
※セカンドオピニオンの紹介状を作成してもらう際は、「診療情報提供料」として5,000円(健康保険が適用されるため3割負担の場合自己負担額1,500円)がかかります(セカンドオピニオン先の費用は別途発生)。

お近くの  
医療機関を  
お探しの方へ

厚生労働省の「医療情報ネット」では、地域のほか、診療科目や診療日、対応可能な疾患・治療内容等の医療機関の詳細を確認することができます。  
詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

医療情報ネット 検索



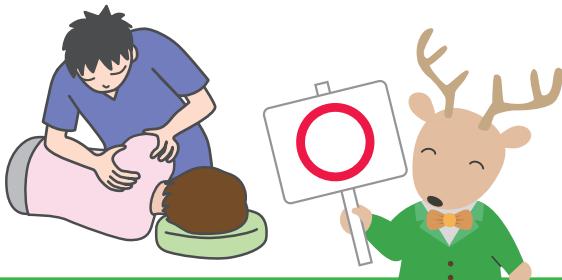
正しく  
知ろう!

# 柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかり方

柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかるときには、**健康保険の対象とならない場合**があります。  
正しいかかり方をご理解いただき、適正な受診にご協力をお願いいたします。

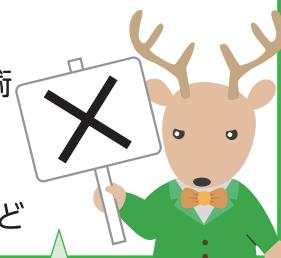
## 健康保険の**対象となる場合**

- 外傷性が明らかな打撲・捻挫・挫傷(肉離れなど)・骨折・脱臼
- ※骨折・脱臼については医師の同意が必要です。  
(応急処置を除く)



## 健康保険の**対象とならない場合**

- 日常生活からくる疲れ、単なる肩こり
- スポーツ等による筋肉疲労
- 病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)からくる痛みやこり
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 過去の交通事故等による後遺症
- 症状の改善がみられない長期の施術
- 慰安目的のあん摩・マッサージ代わりの利用
- 仕事中・通勤途上におきた負傷など



**ご注意ください** 上記の場合に「健康保険が使える」と説明を受け受診されても、その治療費は健康保険の対象とならず、全額または一部を自己負担していただくことがあります。

## POINT

## 柔道整復師にかかるときの注意事項

### 負傷原因を正確に伝えましょう

いつ、どこで、何をしているときに負傷したのかを正確に伝えましょう。  
交通事故等による第三者行為に該当する場合は協会けんぽにご連絡ください。

### 療養費支給申請書の内容を確認し、ご自身で署名しましょう

「療養費支給申請書」は、受療者が柔道整復師に委任し、本人に代わって治療費を協会けんぽに請求し、支払いを受けるために必要な書類です。  
委任欄に署名する場合は、傷病名・日数・金額をよく確認しましょう。

### 領収証を必ずもらいましょう

整骨院・接骨院では領収証を無料で発行することが義務付けられています。  
領収証は医療費控除を受ける際に必要となる場合がありますので、大切に保管しましょう。

### 治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう

長期間治療を受けても快方に向かわない場合は内科的要因も考えられますので、一度医師の診断を受けましょう。

「協会けんぽ」より文書で、治療内容についてお尋ねすることができます。



適正な支払いのために、照会が必要と判断した場合には、協会けんぽより文書にて照会させていただくことがあります。受診の記録(負傷部位・治療日・治療内容など)・領収証の保管をしていただき、照会がありましたら、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

